平成27年第4回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成27年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成27年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成27年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 平成27年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

条例

- 1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
- 2 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部 を改正する条例
- 3 墨田区家庭センター条例を廃止する条例
- 4 墨田区立保養所条例を廃止する条例
- 5 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条 例の一部を改正する条例
- 8 墨田区立図書館条例
- 9 墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

その他

- 1 八広地域プラザの指定管理者の指定について
- 2 すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について
- 3 すみだボランティアセンターの指定管理者の指定について
- 4 すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 5 母子生活支援施設の指定管理者の指定について
- 6 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 7 梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 8 墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者の指定について
- 9 墨田児童会館の指定管理者の指定について
- 10 立花児童館の指定管理者の指定について
- 11 文花児童館の指定管理者の指定について
- 12 外手児童館の指定管理者の指定について

- 13 八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について
- 14 さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 15 文花子育てひろばの指定管理者の指定について

平成27年第4回墨田区議会定例会提出予定案件概要

条例

1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(1)制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定(25.5.31公布、28.1.1一部施行)に伴い、区の事務処理における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。

(2)内容、施行期日等 別紙のとおり

- 2 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部 を改正する条例
- (1)改正理由及び内容

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正(27.9.30公布、27.10.1施行)を踏まえ、年金たる損害補償等に係る他の法律による給付との調整について所要の規定整備をする。

(2)施行期日

公布の日

- 3 墨田区家庭センター条例を廃止する条例
- (1)廃止理由及び内容

施設の老朽化等及び近隣の同種の機能を有する公の施設の設置状況に鑑み、 墨田区家庭センターを廃止する。

(2)施行期日

平成28年4月1日

- 4 墨田区立保養所条例を廃止する条例
- (1)廃止理由及び内容

施設の老朽化及び区民等の利用状況に鑑み、墨田区立保養所を廃止する。

(2)施行期日

平成28年4月1日

- 5 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例
- (1)改正理由及び内容

多目的ホール及び楽屋を一体的に貸し出すこととするため、多目的ホールの

利用料金を次のように改定するとともに、本所地域プラザの有料施設等から楽屋を削る。

八広地域プラザの楽屋については、現在2か所あるうちの1か所を多目的ホールと一体的に貸し出すこととし、残り1か所を存置する。

4 ₩	施設	利 用 料 金		
名 称		午前 午後 夜間		
八広地域プラザ		3,400円 4,100円 4,100円		
	多目的ホール	3,900円 4,600円 4,600円		
本所地域プラザ	ラロッホール	3,700円 4,400円 4,400円		
		4,200円 4,900円 4,900円		

(2)施行期日

平成28年4月1日

- 6 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例
- (1)改正理由及び内容 施設の老朽化等により墨田集会所を廃止する。
- (2)施行期日等

平成28年4月1日

あわせて、墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の規定整備をする。

- 7 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- (1)改正理由及び内容

本条例が準拠している公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償の基準を定める政令の一部改正(27.9.30公布、27.10.1施行)を踏ま え、年金たる補償等に係る他の法律による給付との調整について所要の規定整 備をする。

(2)施行期日 公布の日

- 8 墨田区立図書館条例
- (1)改正理由及び内容

緑図書館、立花図書館及び八広図書館の管理を指定管理者に行わせることとすることに伴い、指定管理者の指定の手続、管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項について定めるため、墨田区立図書館設置条例の全部を改正する。

(2)施行期日等

平成29年4月1日

指定管理者の指定手続等の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

- 9 墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例
- (1)改正理由及び内容

施設の老朽化等によりすみだ厚生会館を廃止する。

(2)施行期日

墨田区規則で定める日(平成28年4月1日予定) すみだ厚生会館の現在の利用者に係る受入れ施設の完成時期による。

その他

- 1 八広地域プラザの指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広地域プラザの指定管理者 を次のとおり指定する。
 - (1)施設の名称 八広地域プラザ
 - (2)指定管理者 一般社団法人 吾嬬の里
 - (3)指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 2 すみだ北斎美術館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ北斎美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 すみだ北斎美術館
- (2) 指定管理者 墨田区文化振興財団・丹青社共同企業体
- (3)指定期間 平成28年11月22日から平成33年3月31日まで
- 3 すみだボランティアセンターの指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだボランティアセンター の指定管理者を次のとおり指定する。
 - (1)施設の名称 すみだボランティアセンター
 - (2)指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会
 - (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ福祉保健センターの指

定管理者を次のとおり指定する。

者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 すみだ福祉保健センター
- (2)指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 母子生活支援施設の指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第3項の規定により、母子生活支援施設の指定管理
 - (1)施設の名称 墨田区墨田母子生活ホーム
 - (2)指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
 - (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 6 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区うめわか高齢者在宅サ ービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。
 - (1)施設の名称 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター
 - (2)指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
 - (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 7 梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、梅若ゆうゆう館の指定管理者 を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 梅若ゆうゆう館
- (2)指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 8 墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区横川さくら保育園及び 墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称
 - ア 墨田区横川さくら保育園
 - イ 墨田区横川さくら保育園分園
- (2)指定管理者 社会福祉法人 希望福祉会
- (3)指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

9 墨田児童会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田児童会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 墨田児童会館
- (2)指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 10 立花児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、立花児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 立花児童館
- (2)指定管理者 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 11 文花児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、文花児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 文花児童館
- (2)指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 12 外手児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、外手児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 外手児童館
- (2)指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 13 八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広はなみずき児童館の指定 管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 八広はなみずき児童館
- (2)指定管理者 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 14 さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第3項の規定により、さくら橋コミュニティセンタ

- の指定管理者を次のとおり指定する。
- (1)施設の名称 さくら橋コミュニティセンター
- (2)指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 15 文花子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、文花子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1)施設の名称 文花子育てひろば
- (2)指定管理者 社会福祉法人 ベタニヤホーム
- (3)指定期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例概要

1 趣旨

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

2 区の責務

区は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、墨田区の特性に応じた施策を実施するものとする。

3 個人番号の利用範囲

(1) 区長その他の執行機関が社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務の処理に関して必要な限度で個人番号を利用する事務は、次のとおりとする。

X	分	
	71	
	・女性福祉資金の貸付けに関する事務	
		・外国人に対する生活保護に関する事務
		・心身障害者福祉手当の支給に関する事務
		・心身障害者自動車運転教習費の補助に関する事務
		・心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費の助成に関する事務
		・身体障害者用自動車改造費の助成に関する事務
区 長 が行う事務	・重度心身障害者(児)紙おむつ等の支給に関する事務	
	・重度身体障害者(児)住宅設備改善費の助成に関する事務	
	・心身障害者理美容サービスに関する事務	
	・ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥の助成に関する事務	
	・心身障害者福祉電話の貸与及び電話料金の助成に関する事務	
	・重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの実施に関する事務	
	・重度心身障害者緊急通報システム等の利用に関する事務	
		・中等度難聴児補聴器購入費の助成に関する事務
	・重症心身障害児(者)介護者支援の利用に関する事務	
		・高齢者軽度生活援助サービスに関する事務
		・居宅介護サービス利用支援に関する事務
		・介護保険サービス提供事業者等による生計困難者等に対する利用者負担額
	軽減に関する事務	
	・介護軽度者に対するホームヘルプサービスに関する事務	
		・児童育成手当の支給に関する事務
		・ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
		・子どもの医療費の助成に関する事務
		・丁COW区原貝W助队に送りる事份

・休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育の利用に関する事務 ・私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金の交付に関する事務 ・認証保育所利用児童の保護者に対する補助金の支給に関する事務 ・子育てひろばにおける保育室の利用に関する事務 ・児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の利用に関する事務 ・ショートナースリー事業の利用に関する事務 ・子どもショートステイ事業の利用に関する事務 ・妊娠高血圧症候群等医療費助成金の支給に関する事務 ・高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務 ・シルバーピア(シルバーハイムハ広)の管理に関する事務

教育委員会が行う事務

・就学援助費の支給に関する事務

・コミュニティ住宅の管理に関する事務

上記の事務のほか、特別区における東京都の事務処理特例に関する条例の規定により区が 行うこととされる事務及び法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個 人情報を提供することができることとされる事務についても、個人番号を利用するものとす る。

(2) 庁内における情報連携の範囲

区長は、次に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該特定個人情報(自ら保有するものに限る。)を利用することができる。

事務	特定個人情報
 ・女性福祉資金の貸付けに関する事務 ・重度心身障害者手当の支給に関する事務 ・心身障害者自動車運転教習費の補助に関する事務 ・心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費の助成に関する事務 ・身体障害者用自動車改造費の助成に関する事務 ・重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの実施に関する事務 ・障害者日中一時支援の支給に関する事務 ・妊娠高血圧症候群等医療費助成金の支給に関する事務 ・結核医療費助成に関する事務 	地方税関係情報
・外国人に対する生活保護に関する事務	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに 寡婦福祉法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者の手当等に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報

・心身障害者福祉手当の支給に関する事務 ・重度障害者(児)日常生活用具の給付に関する事 ・重度心身障害者(児)紙おむつ等の支給に関する 事務 ・重度身体障害者(児)住宅設備改善費の助成に関 する事務 ・心身障害者理美容サービスに関する事務 ・ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥の 助成に関する事務 ・心身障害者福祉電話の貸与及び電話料金の助成に 関する事務 ・障害者移動支援の利用に関する事務 ・重度心身障害者緊急通報システム等の利用に関す 生活保護関係情報、地方税関係情報、 る事務 ・中等度難聴児補聴器購入費の助成に関する事務 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ・重症心身障害児(者)介護者支援の利用に関する 事務 ・高齢者軽度生活援助サービスに関する事務 ・介護軽度者に対するホームヘルプサービスに関す る事務 ・休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育

の利用に関する事務 ・認証保育所利用児童の保護者に対する補助金の支給に関する事務 ・子育てひろばにおける保育室の利用に関する事務 ・児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の利用に関する事務 ・ショートナースリー事業の利用に関する事務 ・子どもショートステイ事業の利用に関する事務	
・居宅介護サービス利用支援に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、 老齢福祉年金等に関する情報、中国 残留邦人等支援給付等関係情報
・介護保険サービス提供事業者等による生計困難者 等に対する利用者負担額軽減に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、 遺族厚生年金等に関する情報、中国 残留邦人等支援給付等関係情報
・児童育成手当の支給に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報
・ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報、障害者関係 情報、生活保護関係情報、地方税関 係情報、中国残留邦人等支援給付等 関係情報

・子どもの医療費の助成に関する事務	医療保険給付関係情報、障害者関係 情報、生活保護関係情報、地方税関 係情報、公的年金に関する情報
・私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補 助金の交付に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報
・高齢者個室借上げ住宅の管理に関する事務 ・シルバーピア(シルバーハイム八広)の管理に関 する事務 ・コミュニティ住宅の管理に関する事務	障害者関係情報、生活保護情報、地 方税関係情報、中国残留邦人等支援 給付等関係情報

- (3) 区長及び教育委員会は、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報の提供を受けることができることとされる事務を処理するために必要な限度で自らが保有する特定個人情報(法に定めるものに限る。)を利用することができる。
- (4) (2)及び(3)の規定は、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の自治体等から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合においては適用しない。

4 特定個人情報の提供

区長又は教育委員会がその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる事務及び当該提供に係る特定個人情報は、次のとおりとする。

X	分	事務	特定個人情報
教育	委員会	・外国人に対する生活保護に関する	学校保健安全法による医療費の援助
X	長	事務	に関する情報
X	長	・就学援助費の支給に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法による保険料に関する情
教育	委員会		報、児童扶養手当関係情報

5 書面の提出義務の特例

3(2)又は4による特定個人情報の利用ができ、又は提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

6 施行期日

平成28年1月1日。ただし、3(4)については、法附則第1条第5号に定める日